

大通達甲（捜一）第3号
令和7年5月8日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

刑事部長

大規模災害等発生時における多数死体取扱要綱の改正について（通達）

大規模災害等発生時における多数死体の取扱いについては、「大規模災害等発生時における多数死体取扱要綱の改正について」（令和5年4月28日付け大通達甲（捜一）第4号）により運用しているところであるが、別添のとおり「大規模災害等発生時における多数死体取扱要綱」を改正したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（捜査第一課検視係）

別添

大規模災害等発生時における多数死体取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、大規模災害、突発重大事案又は新型インフルエンザ等（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における多数の死体の取扱いについて、死体調査等、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく検視、検証（実況見分）並びに死体及び遺品の確認及び引渡し等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 大規模災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる大規模な被害をいう。

(2) 突発重大事案

航空機事故、列車事故、爆発事故その他の突発事案で、多数の死傷者を伴い、社会的反響が大きいもの（多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される突発事案を含む。）をいう。

(3) 新型インフルエンザ等

毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは異なる、病原性が高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症をいう。

(4) 死体調査等

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づいて行う死因及び身元の調査等をいう。

3 検視隊の編成等

(1) 検視隊の編成

ア 検視隊は、本部統括班、総括・受付班、検視班、身元確認班、遺品班及び遺族対策班をもって編成し、編成基準及び分掌事務は別表のとおりとする。

イ 本部統括班は警備本部又は県対策本部等に、総括・受付班、検視班、身元確認班、遺品班及び遺族対策班は各検視場所に置く。

ウ 検視班は、各警察署の死体調査等を担当する部隊をもって編成し、検視班の数は、被害の状況等により刑事部長が決定する。

エ 刑事部長は、刑事部の各課に所属する警部の階級にある警察官の中から各班の班長を指名するものとする。

(2) 警察署の編成

ア 各警察署の死体調査等を担当する部隊は、分隊をもって編成する。

イ 分隊は、分隊長1人、記録担当1人、所持品担当1人、写真担当1人及び補助担当2人をもって編成する。

ウ 警察署長は、所属の警部補の階級にある警察官の中から分隊長を指名するものとする。

エ 各警察署の分隊数は、次のとおりとする。

警察署名	分隊数	警察署名	分隊数
大分中央警察署	6	中津警察署	3
大分東警察署	3	玖珠警察署	1
大分南警察署	3	日田警察署	3
別府警察署	4	竹田警察署	1
杵築日出警察署	2	豊後大野警察署	1
国東警察署	1	佐伯警察署	2
豊後高田警察署	1	臼杵津久見警察署	2
宇佐警察署	2		

オ 異動等により部隊に欠員が生じた場合は、速やかに後任の職員を補充すること。

(3) 医師等の帯同

検視隊長は、関係機関に対し、検視班ごとに医師 1 名及び看護師 1 名の帯同を要請すること。また、身元確認のため必要と認める場合は、検視班ごとに歯科医師 1 名の帯同を要請すること。

4 検視場所の設置

(1) 協力体制の確立

警察署長は、あらかじめ管轄区域内における死体調査等に適した場所を選定し、その責任者と協議の上、死体の収容、死体調査等、死体の引渡しその他死体の取扱いに関する活動が円滑に行われるよう協力体制を確立しておくこと。

(2) 検視場所等の選定

警察署長は、市町村、医療機関等に協力を求め、交通の状況、通信施設等を考慮して検視場所及び遺体安置所を早期に選定すること。

この場合において、新型インフルエンザ等に感染している死体（感染のおそれのある死体を含む。以下同じ。）の検視場所等の選定に当たっては、感染拡大防止を図ることのできる場所とすること。

5 現場における死体等の収容

(1) 現場の警察官との連携

現場における死体及び死体の一部（以下「死体等」という。）の収容に当たっては、迅速かつ的確に行われるよう捜索を担当する警察官と緊密な連携をとること。

(2) 死体等の収容における留意事項

ア 死体等を発見した旨の届出を受けた警察官は、死体等の発見状況等を確認しておくこと。

イ 死体等及び遺品等の収容に当たっては、写真撮影の上、死体等の発見の日時及び場所、発見状況、発見時の姿勢等を記録するとともに、発見者及び死者の人定事項、死者の所持品並びに死者の特定に関する情報等を記録すること。

ウ 死体等の発見場所付近の公共施設、目標物等の聴取、地図の活用等死体等の発見場所を特定するために必要な措置をとること。

エ 死体と分離した死体の一部及び死体等に付随しない遺品については、発見状況、位置等を明らかにしておくこと。また、死体等との関係が不明である場合は、個別に収容すること。

6 死体等の受付

(1) 死体受付所

総括・受付班は、検視場所ごとに死体受付所を開設すること。

(2) 受付時の留意事項

ア 収容した死体等は、頭部がある死体を「頭部確認死体」、頭部がなく体幹部がある死体を「体幹部死体」、それ以外の部分死体を「その他の部分死体」に区別して受け付け、発見者の人定事項（届出人が発見者と異なる場合は、届出人の人定事項、届出の経緯等を含む。）、死体等の発見状況等を記録すること。

イ 死体等の身元が不明の場合は、推定年齢、性別、体型、身体特徴、着衣等を記録しておくこと。

ウ 死体等との関係が明確である遺品は死体等と同一の受付番号を付して検視班に引き継ぎ、死体等との関係が不明である遺品は遺品班に引き継ぐこと。

7 死体調査等

(1) 処理の迅速化

大規模災害等が発生した場合における多数の死体の取扱いは、ライフライン等の被害状況、警察官、医師等の体制、装備資機材の状況、収容死体数等に応じて可能な範囲の対応を執らざるを得ないことから、死体調査等は、身元確認に重点を置き、顔貌、身体

特徴等の記録・写真撮影、指掌紋・DNA型鑑定資料の採取、歯科所見の記録及び着衣・所持品の整理・保管等を行うこと。

また、死因の調査等は、大規模災害等により死亡したこと及び死因を明らかにするために必要な限度で行い、処理の迅速化を図ること。

(2) 死体調査等の割当て

検視隊長は、検視場所における死体等の受入状況、死体調査等の進捗状況等を考慮し、検視班の各班に死体調査等の割当てを行うこと。

(3) 感染防止対策

ア 検視隊長は、感染防止対策の徹底を図るため、死体を取り扱う班員に対し、マスク、手袋、腕カバー等の装着並びに資機材の洗浄及び消毒の実施を指導すること。

イ 新型インフルエンザ等に感染している死体等を取り扱う場合は、感染防護衣、ゴーグル等の感染症防護対策キットを活用するとともに、死体の収納及び搬送に当たっては、非透過性の遺体収納袋を使用するなど、二次感染防止及び外部への拡散防止に必要な措置を講ずること。

8 身元の確認等

検視隊長は、死体等の身元確認に当たり、刑事部鑑識課長及び刑事部科学捜査研究所長と緊密な連携をとり、身元確認に支障のないよう配慮すること。

9 死体等の引渡し

死体等を引き渡す場合は、引受人の身元確認を行うとともに、誤って別の死体等を引き渡すことのないよう注意すること。また、死体等の身元確認又は引受人の身元確認が困難な場合は、死体等の引渡しについて慎重に検討すること。

なお、新型インフルエンザ等に感染している死体を引き渡す場合には、警備本部又は県対策本部等に報告し、死体の措置等を協議の上対応すること。

10 死体等に関する広報

検視隊長及び警察署長は、警備本部又は県対策本部等と緊密に連携し、遺体安置場所、死体数、身元判明状況、引渡状況等について、関係者に適宜広報するとともに、遺体安置場所に死者の氏名、顔、着衣等の写真等を掲示するなど、情報提供に努めること。また、遺体安置場所、警察署等に身元不明の死体等の写真台帳を備え付け、情報を提供するほか、インターネットを活用した死者情報の公開も検討すること。

11 その他

(1) 協力体制の確立

警察署長は、市町村、医療機関等と大規模災害等が発生した場合における協力体制を確立しておくこと。

(2) 教養

検視隊長は、検視班員に対し、この要綱の趣旨及び業務内容等について事前教養を行うこと。

(3) 委任

この要綱に定めるもののほか、要綱の運用に関し必要な事項は、刑事部捜査第一課長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月8日から施行する。

別表

検視隊の編成基準及び分掌事務

隊 長	班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
検視隊長 刑事部捜査第一課検 視官室長 伝令 検視主任（捜一）	本部統括班	警部（刑企）	警部補 2人 巡査部長 2人	1 検視隊全般の指揮及び検視班の割当て 2 検視等の指導及び進捗情報の把握 3 医師等の出動要請、受入れ及び割当て 4 検視場所及び遺体安置場所の決定 5 資器材の確保及び貸与 6 警察庁、他都道府県警及び関係機関との連絡調整 7 死体調査等に関する広報
	総括・受付班	警部（捜一、 捜二）	警部補 1人 巡査部長又は巡査 2人	1 検視場所等における全般の指揮 2 搬入死体の受付及び死体発見状況の確認 3 頭部確認死体・体幹部死体・その他の部分死体の区別 4 遺品の受付及び遺品票の作成 5 死体等の検視班への引継ぎ 6 本部統括班との連絡調整
	検視班		各警察署の死体調査等を 担当する部隊員	1 死体等の死体調査等 2 死体の写真撮影 3 死体の所持金品、着衣等の遺品班への引継ぎ
	身元確認班		警部補 1人 巡査部長又は巡査 2人	1 全死体の指紋及び血液の採取等 2 死体調査等終了後の身元確認及び遺族への説明 3 身元が判明した死体及び遺品の引渡し 4 身元不明死体の市町村への引渡し
	遺品班		警部補 1人 巡査部長又は巡査 2人	1 遺品の引受け及び整理保管 2 遺品確認所の設置 3 遺品の引渡し 4 禁制品等の適正処理
	遺族対策班	警部（組対）	警部補 1人 巡査部長又は巡査 2人	1 死体収容状況等の広報 2 遺体安置場所への案内 3 遺族からの身元確認資料採取